



文 政 第 643号
平成23年 3月10日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 殿

沖縄県知事
仲井眞 弘多



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る環境影響評価書に対する
知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第21条の規定に基づき、平成23年1月26日付け南土第12364号にて送付のありましたみだしの環境影響評価書について、同条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べます。

(別添)

県道平和の道線(仮称)整備事業に係る環境影響評価書について

本事業は、沖縄島南部の最南端の沿岸地域において、戦跡や史跡、観光拠点等を有機的に結ぶための周遊道路として整備するものであるが、本事業実施区域周辺は、全国で唯一の戦跡国定公園に指定されているとともに、荒崎海岸周辺は、「荒崎の隆起サンゴ礁植生」として特定植物群落に指定されるなど、優れた自然の風景地や稀な自然環境が残されている特別な地域である。

事業者においては、環境保全の観点から、第1種特別地域の改変を避けるとともに、荒崎海岸周辺のガジュマルーハマイヌビワ群落の分断を回避するなど、計画路線の見直しを行っているものの、本事業実施区域周辺の自然環境は、海陸風や台風等の影響を強く受けているため、微妙なバランスの上に成り立っており、環境影響を非常に受けやすいと考えられることから、本事業の実施に伴う環境影響の回避、低減には万全を期す必要がある。

以上のことを踏まえ、補正評価書の作成に当たっては、下記の事項について勘案し、評価書の記載事項に検討を加えて、本事業実施区域周辺の自然環境及び生活環境の保全に万全の対策を講じること。

記

(大気質について)

- 1 環境基準に「微小粒子状物質」を追加するとともに、同項目に係る環境影響評価等を行うことについても検討すること。

(赤土等による水の濁りについて)

- 2 恒久施設として設置する予定の浸透池については、本事業実施区域外からの濁水も併せて浸透処理する計画であるため、集水域が広範囲にわたることから、集水域については具体的に図示するとともに、浸透池の浸透量算定に用いた流出係数や透水係数、降雨強度等の各種係数等については分かりやすく整理すること。

また、工事中及び供用時の大雨時には、事後調査を実施して、当該浸透池が適切に機能しているかどうかを確認すること。

なお、当該浸透池が適切に機能していない場合は、堆積した土砂の除去や浸透池の容量を見直すなど、適切な環境保全措置を講じること。

- 3 凝集沈殿方式貯留処理施設からの処理水については、浮遊物質量が25mg/L以下であることを確認して放流すること。

(法面緑化について)

- 4 自然侵入による植物が法面に根付くまでの期間は、赤土等が流出しないよう適切な環境保全措置を講じること。

また、自然侵入による植物が法面に根付くまでにどの程度の期間を要するのか、写真による記録撮影等を行って確認すること。

なお、自然侵入による植物の緑化が困難と判断された場合や法面に外来種が優占した場合等は、必要に応じて周辺の植生と調和するよう在来種を用いて植栽等を実施すること。

(陸域植物について)

- 5 重要な植物群落であるガジュマルーハマイヌビワ群落については、以下の事項が予測及び懸念されることから、適切な環境保全措置が講じられるよう喜屋武漁港陸側背後の計画路線の見直しを行い、計画路線と計画路線に沿ったガジュマルーハマイヌビワ群落との間に十分なスペースを確保すること。

(1) 道路に隣接する広葉樹林の林縁部では、微気象の変化により植生が衰退する退行遷移が起これると予測されていること。

(2) 環境保全措置として、林縁部には、必要に応じてマント群落、ソデ群落となる植物を植栽し、林内の乾燥化を防止するとしているが、より効果的なマント群落、ソデ群落を形成させるためには、十分なスペースを確保する必要があること。

- 6 本事業実施区域は、海陸風や台風等の影響を強く受ける地域であるため、本事業実施区域周辺の林縁部においては、新たな風害等が生じる可能性が考えられることから、環境保全措置として、必要に応じて防風林や防潮林の設置、または、それらの機能を持たせるための植栽等についても検討すること。

(海域生物について)

- 7 喜屋武漁港付近の海域においては、清浄な陸水が渚線付近で伏流してしみ出す潮間帯上部の砂礫～砂底にのみ生息するレモンカノコや、汽水域の潮間帯転石下に生息するケフサヒライソモドキ等、特異な生息環境に生息する海域生物が確認されていることから、工事の実施に当たっては、現況の河川や地下水脈を分断しないよう十分配慮すること。

8 県自然保護課が平成 21 年度に実施した全県的なサンゴ礁調査(サンゴ礁資源情報整備事業)では、糸満市米須礁斜面においては、過去の調査結果と比較すると、部分的に被度が高い海域が連なっており、同礁斜面の海域はオニヒトデや白化などの攪乱を受けてもサンゴ群集が回復しやすい重要な海域と考えられる。

したがって、同海域付近にサンゴ類の事後調査地点を追加することを検討すること。
また、事後調査地点を追加する際は、上述の調査の報告書を参考にすること。

(廃棄物等について)

9 本事業の実施により、建設用木材、資材梱包用の紙類・プラスチック類等の廃棄物が発生する場合は、これらの廃棄物についても適切に予測及び評価すること。

なお、これらの廃棄物が発生しない場合は、その理由について記載すること。

10 予測対象時期の「建設副産物の発生が最大となる時期」については、具体的な時期を記載すること。

また、短期間に大量の廃棄物が発生した場合、不適正処理を招く可能性があることから、発生廃棄物については、全種類の発生時期及び発生期間を明確にするとともに、平均日量を算定して、受け入れの可能性について予測及び評価すること。

11 産業廃棄物を排出業者が再利用する場合(伐採木をマルチング材として有効活用する場合等)は、事前に県環境整備課産業廃棄物班へ確認すること。

(沖縄戦跡国定公園の公園計画変更への配慮等について)

12 本事業は、沖縄戦跡国定公園の公園計画に位置づけられている南部周遊線の整備方針と整合が図られているが、平成 23 年度より、公園計画変更の検討が予定されていることから、公園計画の変更に支障をきたすことのないよう十分配慮して事業を実施するとともに、事業着手後においても関係機関と連携を図ること。